



TITLE:

1930年代中国の経済発展と対外関係—米中借款と日中経済使節団—(Abstract_要旨)

AUTHOR(S):

秋田, 朝美

CITATION:

秋田, 朝美. 1930年代中国の経済発展と対外関係—米中借款と日中経済使節団—. 京都大学, 2017, 博士(経済学)

ISSUE DATE:

2017-03-23

URL:

<https://doi.org/10.14989/doctor.k20144>

RIGHT:

学位規則第9条第2項により要約公開

(続紙 1)

京都大学	博士 (経済学)	氏名	秋田 朝美
論文題目	1930年代中国の経済発展と対外関係—米中借款と日中経済使節団—		
(論文内容の要旨)			
<p>本論文は、1930年代、中国が急速に経済発展できた要因を、中国、アメリカ、日本の対外関係と関連させて考察した。特に、政治・外交・経済の各局面を重層的に繋ぎ、国民国家を超えた関係の形成が中国の経済発展にとって重要であったことを実証的に検討したものである。具体的には、主体的に経済活動に携わった政府高官、多国籍企業や民間団体、外国人専門家、商人などが、中国の経済発展のためどのように関わり、どのような作用と効果をもたらしたのかを検証した。1931年の中国での大水害を契機に救済目的で始まった小麦借款と33年の棉麦借款、35年の中国経済使節団の訪日、37年の児玉使節団の訪中など、一連の中・米・日の経済外交、および「対物借款」の商品を軸にした取引の実態を時系列に検討した。研究手法としては、中国、台湾、アメリカ、イギリス、日本の未公刊、公刊の一次史料を主として用いている。</p> <p>本論文は4章で構成されている。序章では、第1に、米中間で締結された対物借款の商品の取引はどのような影響をもたらしたのか、第2に、当時の経済外交はどのような関係を築き、新たに展開していったのか、第3に、1937年前半期の日中間の経済提携はどのように展開していったのか、という3つの課題を提示している。</p> <p>第1章では、1931年の揚子江・淮河流域で起こった大水害の影響を通じて中米間で締結された小麦借款を取り上げ、棉麦借款締結に至る政策決定過程を検討している。小麦借款と棉麦借款の違いは、援助・救済と借款の比重が大きく異なることであった。棉麦借款では、新四国借款団への抵触がアメリカの懸念材料となっていた。その前提として、当該期の政治・外交・経済の国際環境の変化により、小麦借款の小麦・小麦粉の商品取引や輸送において問題が生じ、救済目的が変質したことを明らかにしている。国民政府が新たな借款を締結するには、「信用」の回復と新四国借款団への抵触が鍵となった。中国の「信用」の回復をめぐる、米中間の政策決定過程の交渉がどのように変質したのかに焦点をおき、借款締結にむけて米中双方を繋ぐ多様な担い手に着目しつつ、中国側の巧みな交渉戦略の展開を明らかにしている。</p> <p>第2章では、1933年に、南京国民政府の戦略的な外交として、棉麦借款の締結先のアメリカだけでなく、ヨーロッパ諸国で繰り広げられた中国の積極的な経済外交を対象としている。国民政府財政部長宋子文は、訪米中に棉麦借款を締結し、日本側の動きよりも早く中国の経済建設についての対米交渉を終え、これがその後の彼の対欧米交渉に多大な影響を与えることになった。さらに欧州滞在中の宋子文の動向に着目し、中国経済外交の足跡と、中国が欧米諸国に対してどのような経済提携を求めたのかを分析し、それとは対照的な日本の対中妨害工作についても明らかにした。第1章と第3章の叙述を明確にする繋ぎの章として、中国の経済外交の特徴とその効果を解明している。</p> <p>第3章では、棉麦借款全体の性格を明らかにするために、1933年借款締結後の在華日本紡績業(在華紡)を含む外資系企業の動向や民間団体である在華日本紡績同業会の活動を中心に、借款棉の取引過程全般を分析した。在華紡は、日本政府の勸告をうけて借款棉の不買を行ったが、中国は日本側の不買の影響を受けながらも、借款棉の先物取引によって利益を得ていた。さらに、棉麦借款の終了宣言以降、借款棉は滞貨になっていた点にも着目している。その後在華紡は、この滞貨棉と中国産高級棉を直接華商から買い付けていた。つまり、日本の借款棉の不買は、企業間取引の競争と軋</p>			

轢が複雑に絡むなかで、在華紡が中国産高級棉や借款棉の購買意欲を高めるという結果をもたらし、政治的妨害よりも経済の論理が優先された点を明らかにしている。

第4章では、日本軍部が華北分離工作を次第に強めていく中で、1935年の中国経済使節団の活動から中日貿易協会・日華貿易協会の設立、1937年前半期における児玉使節団まで、一連の中国の積極的な対日交渉戦略を明らかにした。35年の中国使節団の訪日に対して、日本側の対応には、軍部と財界で異なる見解があった。日中間の政治的な緊張が高まるなかで、日中間交渉の課題を解決するため、37年3月、日本政府は、中日貿易協会を通じて児玉使節団を中国に派遣した。一連での動きの中では特に綿業問題が重視され、棉花・紡績業懇談会においては、中国側の積極的な棉花増産計画の到達点と展望が明示された。中国側は、日本側には2つの経済提携路線があると認識しており、そのうち貿易協会側の経済提携路線を選択しようとしていたことを明らかにしている。

終章では、国民政府と多国籍企業や民間団体、外国人専門家などとの新しい結びつきである連携が、綿業を中心に1930年代の中国経済の発展に重要な役割を担っていたこと、借款棉を含む棉花取引では援助と妨害の両面が交錯していた事をまとめている。そして、アジアに限らず欧米諸国を含めた国境を超えた多様な繋がりが効を奏し、個別の経済利害を超えた活動も見られたことを改めて強調している。1930年代は非常に不安定な時期であったが、アジア太平洋地域での経済提携と経済協力の萌芽がみられたと位置づけている。

(続紙 2)

(論文審査の結果の要旨)

本論文は1930年代中国の経済発展と対外関係について正面から取り組んだ力作である。本論文の特徴とその学術的な貢献は以下の通りである。

第1は、史料の博搜という点である。著者は主題に関わる一次史料を求めて、米国立公文書館、イギリス国立公文書館、上海档案馆、台北国史館等、海外のアーカイブに通い詰め、長期に滞在して史料発掘につとめた。国内でも関連文献の発掘をすすめ、アジア歴史資料センターをはじめ各大学・研究機関において所蔵史料、新聞、回想録、日記などを渉猟し、膨大な関連史料を蓄積した。

第2は、その収集史料を駆使して驚異的な密度の実証作業をおこなったことである。これまで曖昧であったことや錯綜していた事実関係を、英語、中国語、日本語による多様な史料を照合分析し、総合的に考察することによって、一つ一つ事実を確定していった。ただ一つの事実の確定のために、多数の典拠が提示されている場合も少なくない。その考証の手法は実に見事というほかない。

第3は、このように収集した膨大な史料を駆使し、厳密な分析考証を重ねることによって、1930年代中国の2つの重要なテーマについて、独自の体系的な解明をなしとげたことである。一つは、1933年に成立したアメリカの棉麦借款、すなわち国民政府に対する5000万ドルの大型借款である。従来はこの借款の規模が途中で大幅に削減されたことから、失敗に終わったととらえられてきた、本論文は、この借款の始発の経緯、米国側の条件、関わった諸アクターの動きから、残存棉花の処理問題まで、全過程を実証的に明らかにした。いまひとつは、1935年10月中国の日本経済使節団と1937年3月の訪中経済使節団(団長児玉謙次)の相互派遣の活動、およびそれを支えた中日貿易協会・日華貿易協会の運動である。このテーマについては、軍部による華北分離工作がまさに進行していた1935-37年において、華北棉花開発を含めた日中の綿業協力が、中国実業界と日本の綿業界や大阪財界のなかで進められていたことを明らかにした。

このように、米国の棉麦借款と日中の経済使節団相互派遣の経緯を体系的に解明したことは、1930年代中国史像を豊かにし当該分野に関わる認識を深めるうえで、学界に大きく貢献したものであり、本論文の学術的な価値は高い。

しかし、本論文に難点が無いわけではない。史料に曳かれて分析対象が拡散してゆき、多様なファクトの発掘に注力したために、本研究の本来の目的であった中国の経済発展の論理を深める作業は比較的手薄になったことは否めない。例えば、棉麦借款が日本綿業者にとって中国棉花再認識の契機になったと論じているが、中国における棉花市場の発展や、日本在华紡のそれとの関わりが探究されているわけではない。軍部や満鉄などの勢力による華北分離工作とは異なる、日中提携を模索する企業家群が存在したことは明らかにした。しかし、それらの勢力の個別の発言や行動を示すだけで、それらの言動を彼らの事業全般の路線と関連させて解明しているわけではない。そのため、多様な事実を著者自身の思い入れと直結させて論じてしている場合が多く、結局、発展や平和をめざす「人的ネットワークの形成や提携」という抽象的な評価の繰り返しに止まっている。本研究に費やされた膨大な時間とエネルギーを考えれば、問題接近への深みの面ではややもの足りない。著者の今後のさらなる前進に期待するところである。ただし、このような問題点があるとはいえ、本論文が1930年代中国の経済発展と対外関係に関して明らかにした顕著な成果をいささかなりとも毀損するものではない。よって本論文は博士(経済学)の学位論文として十分価値あるものと認定する。

平成29年2月14日論文内容とそれに関連した口頭試問を行った結果、合格と認めた。